



## アメリカ E-2 投資駐在員ビザ(非移民)

**目的：** 米国と通商条約(Treaty)を締結した国の国民が申請可能であり日本国籍は対象です。  
申請者が米国と条約国の間のサービスを含む分野で実質的かつ継続的な相当額の投資をした会社の運営を指揮し、事業を発展させるために渡米することが求められます。  
E-2 は非移民ビザのため、申請者は E-2 ビザの任務が終了後、米国を離れる意思があることが必要ですが、基本的に投資・事業活動が継続している限り米国への滞在が可能であり、扶養家族も就労が可能なビザです。

### <優位性&メリット>

- 審査が迅速であり、ライフプランが現実的であること。
- 投資活動を継続している限り、無制限に更新は可能であり、配偶者や 21 歳未満の未婚のお子様全員が居住可能です。
- アメリカ経済は世界最強であり、国際投資市場における優位性があります。
- 永住ビザ(グリーンカード)と異なり、全世界課税対象にはなりません。
- 州内の公立育機関においては高校までは無料となり、州内の短期大学は州内居住者の授業料対象。
- 一定条件を満たすことで、グリーンカード取得も可能

### <E-2 ビザ取得のおもな要件>

#### 1. 主申請者(投資家)

条約国の国籍を有し、企業の場合、少なくとも企業の 50%の株を条約国の国籍の者が所有していること。

#### 2. 投資について

- 継続したものであり、投資額は取消不可であること。
- 投資額はその会社を順調に運営できるための十分な額でなければなりません。また、扶養家族への生計や米国への経済効果を生むレベルである必要があります。
- 実態のある企業への投資であること
- 投資家は資金の直接的投資家であり、その資金は商業上損失を伴うリスクのあるものでなければなりません。もしその投資が商業上の不運に遭い投資額の一部または全額が損失するという影響下になれば、本来の投資としてみなされません。また投資した資産を担保にした借入金は認められません。

#### 3. マネジメントについて

- 投資家はその企業を指揮し発展させることを目的に渡米や滞在しなければなりません。
- 申請者が投資家本人でない場合は、管理職または役員あるいはその会社に必要不可欠な知識を要する職種として雇用されなければなりません。

EB-5/ E-2 を専門としているアメリカ移民弁護士および各地域センターとの連携により弊社は皆様のお手伝いを実施しております。ご相談はお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

AOM ビザコンサルティング  
e-mail: [info@aom-visa.com](mailto:info@aom-visa.com)  
Tel 03-4540-6305

〒105-6027 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー27F  
ホームページ: <http://aom-visa.com>  
Fax: 050-8885-9318

### AOM Visa Consulting

Shiroyama Trust Tower 27F. 4-3-1, Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-6027  
email: [info@aom-visa.com](mailto:info@aom-visa.com) Tel: 81-3-4540-6305 Fax: 81-50-8885-9318